

労働安全衛生法による事業者に対する 放射線障害防止規制の体系

平成27年9月28日

厚生労働省 電離放射線労働者健康対策室

事業者に対する放射線障害防止規制の体系

法令と適用場所	線量管理の対象 施設の線量限度等		業務の種類	業務別の規制	被ば〈限度·健康管 理等
【電離則】 【適用場所】 ・放射線源が <u>一定の場所に管理された状態</u> で存在する場所 ・屋内作業 (設備の操作等)	【管理区域】 ・線量が3月1.3mSv (2.5µSv毎時)を超える ・表面汚染が4Bq/cm²を超える ・表面汚染が4Bg/cm²を超える 【施設の線量限度】 常時労働者が立ち入る場所は1週1mSv以下 【作業環境測定】 【緊急措置】 緊急被ば〈限度は100mSv	【放射線業務】	・原子炉の運転業務 ・放射性物質又は汚染物の取扱業務 ・エックス線装置等使用等業務 ・坑内での核燃料物質の採掘の業務 ・事故由来廃棄物等の処分業務 (廃棄物等が非常に大量であり、かつ、施設の規模が大きい)	 ・設備等が満たすべき要件 ・外部放射線の防護 ・汚染の防止 ・特別な作業の管理 ・作業主任者免許等 ・処分施設が満たすべき要件 ・汚染拡大防止措置 ・作業の管理等 ・特別教育 ・除染特別地域等に処分施設を設置する場合の特例 	【被ば〈限度】 5年100mSv以下かつ1 年50mSv以下 【線量の測定等】 【一般健康診断】 【特殊健康診断】 (特定線量下業務は除 〈。)
【除染電離則】 【適用場所】 ・放射線源が点在して おり、管理不能な場所 (除染特別地域等) ・主に屋外作業 (除染作業、建設作業 等)	·除染等作業を行う 場所(2.5µSv毎時以下の場合は、簡易測定) ・空間線量率2.5µSv 毎時を超える場所	(汚刻	染等業務】 染土壌等を取り扱う業務) 定線量下業務】 染土壌等を取り扱わない業務)	・除染の実施に関する措置 ・汚染の防止 ・特別教育 ・特定線量下業務の実施に関す る措置 ・特別教育	1

電離放射線障害防止規則の適用範囲

電離放射線障害防止規則において、「放射線業務」「を行う事業の事業者に対して、 事故発生時の待避を含む放射線障害防止措置の義務を課しているが、<u>道路の復旧、</u> バスの運転等の業務は、「放射線業務」に該当しないため、同規則の適用はない²。

- 1. X線装置の使用、放射性物質又は放射性物質に汚染された物の取扱い業務、原子炉の運転の業務等であり、<u>バ</u>ス等の運行業務は含まれない。
- 2. さらに、電離則は、医療施設や原子力発電所等限定された場所で放射線源が管理されている状況において、労働者が特別な作業室等で放射性物質を取扱うことを前提としたものであるため、原発事故により放射性物質が環境中に放出された状況下で、土壌の除染等業務や、生活基盤の復旧等で放射性物質に汚染された土壌等を取り扱う業務は「放射線業務」から除かれている。

「放射線業務」 労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号) 別表第二

- エックス線装置の使用又はエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務
- 二 サイクロトロン、ベータトロンその他の<u>荷電粒子を加速する装置</u>の使用又は電離放射線(アルフア線、 重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線及びエツクス線をいう。第五号において同 じ。)の発生を伴う当該装置の検査の業務
- 三 エツクス線管若しくはケノトロンのガス抜き又はエツクス線の発生を伴うこれらの検査の業務
- 四 厚生労働省令で定める放射性物質を装備している機器の取扱いの業務
- 五 前号に規定する放射性物質 下はつて 方染された物の取扱い の業務
- 六 原子炉の運転の業務
- 七 坑内における核原料物質(原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第三号に規定する核原料物質をいう。)の<mark>掘採</mark>の業務

電離放射線障害防止規則の概要

法的位置付け

| 労働安全衛生法に基づく委任省令

規制の対象

- 電離則でいう「放射線業務」 (安衛令別表第2)
 - 一~三略
 - 四 厚生労働省令で定める放射性物質 を装備している機器の取扱の業務
 - 五 前号の放射性物質又はこれによっ て汚染された物の取扱いの業務

六~七 略

- 厚生労働省令で定める「放射性物質」
- (電離則別表第1)

以下に掲げる数量及び濃度を超える場合に、 電離則上の放射性物質となる。

<<mark>例:セシウムの場合、1万Bq/kg></mark>

放射性同位元素の 種類	数量(Bq)	濃度(Bq/kg)	
134-Cs	10,000	10,000	
137-Cs	10,000	10,000	

規制内容

- Ⅰ 電離放射線障害防止規則で定める規制
- = **「放射線業務」の事業を行う事業者へ**の規制
- (1) 管理区域、線量測定、線量限度 実効線量が1.3mSv/3月を超える区域 等を、管理区域に設定 管理区域内に立ち入る労働者の外部線 量と内部線量を測定 管理区域内の放射線業務の線量限度: 50mSv/年かつ100mSv/5年。
 - 女性については5mSv/3月
- (注)緊急作業においては、緊急作業期間中 に100mSv (東電福島第一原発事故 時は一時的に250mSv)
- (2)放射性物質の取扱い 防じんマスク、保護衣類等の使用、作業室内で の喫煙・飲食の禁止など
- (3)健康管理等

電離放射線健康診断の実施及び必要な事後措置 (常時放射線業務に従事する放射線業務従事者に ついて6月に1回)など

平成28年4月1日より、特例緊急作業(原子力緊急 事態等における緊急作業)については250mSvとなる。

東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する取組

緊急作業従事者(約2万人)については、被ばく限度を一時的に250mSvに引き上げていたため、「指針」 (平成23年10月11日公表)に基づく、長期的な健康管理に取り組む。

- データベースの整備
- ・個人識別情報(氏名、所属事業場、住所等)
- ・被ばく線量、作業内容
- ・健康診断結果等の情報
- ・健康相談、保健指導等の情報
- ・その他健康管理に必要な項目(生活習慣等)



厚生労働省

- ・データベースの運用・管理 (全体の98.3%が登録)
- ・健康相談、健康診断等の事務
- ・データの照会業務

申請に基づき

手帳を交付

(線量情報の記

載、健診受診の 際の証明)

2 健康管理の実施事項

データベースの構築に併せて、被ばく線量に応じて健康診断等を実施する(1)。

具体的な健康診断等の実施事項

全ての緊急作業従事者に実施

- ・法令に基づく健康診断(一般健康診断[<u>91.9%³</u>]、電離放射線健康診断[<u>92.7%³</u>]等)を実施
- ・メンタルヘルスケアを含めた健康相談、保健指導を実施
- 50mSv(2)を超える緊急作業従事者に実施 ・上記に加え、白内障に関する眼の検査を実施 [<u>67.4%</u>]
- 100mSv(2)を超える緊急作業従事者に実施
- ・上記に加え、甲状腺の検査、がん検診(胃、肺、大腸)を実施 [96.8% 3]
- 健康診断費用等は事業者負担。ただし、50mSvを超える者については、 転職した後に放射線業務についていない場合、 緊急作業時の企業 (中小企業のみ)に継続して雇用されているが、放射線業務に従事していない場合、 現に事業者に雇用されていない場合には国が費用負担
- 2 緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量
- 3 平成26年12月26日厚生労働省調べ

緊急作業従事者以外の者(平成23年12月16日以降に作業に従事した約2万3千人)について

- 法令に基づく健康診断(一般健康診断、電離放射線健康診断等)を実施
- 法令に基づく健康相談、保健指導を実施

データベー ス登録証を 交付 (データ照会の 際の証明)

事故直後の警戒区域内での放射線防護

福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内における作業に係る措置について(平成23年5月17日付け基安発0517第3号)

- 1. 事業者は、「警戒区域への一時立入許可基準」(平成23年4月23日付け原子力災害対策本部長名文書)の6及び7に定める事項を適切に実施すること。
- 2. 事業者は、個人線量計により測定した被ば〈線量を1日ごとに記録するとともに、適切に保存すること。 また、日々の被ば〈線量を1日ごとに、累計の被ば〈線量を1月ごとに労働者に文書で通知すること。
- 3. 事業者は、粉じんの吸入や経口摂取を防止するため、当該作業場所で労働者に喫煙、又は飲食させないこと。
- 4. 事業者は、警戒区域に立ち入る前に、<u>放射線ば〈露の有害性、保護具の性能及びこれらの取扱方法</u>に関する事項を含む、安全衛生教育を実施すること。

警戒区域への一時立入許可基準(抄)

(平成23年4月23日付け原子力災害対策本部長名文書)

- 2 一時立入りの対象者の条件
- (1) 立入りができなければ<u>著しく公益を損なうことが見込まれる者</u>

<u>個別に市町村長が原子力災害現地対策本部長と調整の上、公益性が認められる場合には、立入態様</u> <u>に関する条件を付して一時立入りを許可</u>する。

(2)略

事故直後の警戒区域内での放射線防護

警戒区域への一時立入許可基準(抄)

(平成23年4月23日付け原子力災害対策本部長名文書)

3 一時立入りの範囲及び条件

(1) 警戒区域において、<u>立入りを認めない地域</u>は、次のとおりとする。

福島第一原子力発電所から半径3km 圏内の区域

高い空間線量率等により立入りのリスクが大きいと考えられる区域

今般の津波により被害を受けた地域であり、一時立入者に危険を及ぼすと考えられる区域

(2) 警戒区域内の滞在については、原子力安全委員会の「避難区域への一時帰宅に関する助言」(平成23年3月28日)を踏まえ、立入者の受ける線量が一回当たり最大1.0mSv以内とすることを条件とする。

(3) <略 >

6 立ち入る際の装備

- 立入りに当たっては、原子力安全委員会の助言を踏まえ、個人線量計を着用するとともに、タイベック・ スーツ又は雨合羽、放射性物質の吸入及び汚染防止のために必要なマスクその他の装備を着用することとする。
- <u>警戒区域内の移動に供する車両等</u>についても、<u>原子力安全委員会の助言</u>を踏まえ、<u>必要な養生</u>を行う。
- 責任者は、緊急時に備えて、<u>所要量の安定3ウ素剤を携行</u>する。

7 スクリーニング

スクリーニングについては、あらかじめ定めた実施場所において、**原子力安全委員会の助言に基づき実施**する。スクリーニングの結果、基準値を上回った場合には除染を行うものとする。

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止対策

除染等業務に従事する労働者の放射線被ばくの防止のため、放射性物質汚染対処特措法の施行に合わせて、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」 (以下「除染電離則」。)を平成24年1月1日に施行した。

除染電離則では、 除染等業務従事者の被ばく線量を5年間で100mSvかつ1年間で50mSv以下とすること(原発等の放射線業務の被ばくと合算)、 適切な線量管理*と結果の記録・保存、 事前 調査の実施と作業計画の策定、 汚染防止のための措置と汚染検査、 必要な保護具、 特別の教育、 健康診断、などについて規定している。 また、事業者が講ずることが望ましい事項を一体的に示した除染等業務ガイドラインを定めた。(ガイドラインは、除染電離則適用対象外の住民やボランティア、自営業者の方々も活用できる。)

*【除染等業務従事者の線量管理】

業として除染等業務を行う方については、 右図の(A)と(B)を合算して、職業被ば〈限度 (5年100mSvかつ1年50mSv)を超えない 管理をする。

ボランティアの方々等は、2.5μSv/h以下の場所で年数十回程度を上回らない回数 (実効線量が年1mSvを十分に下回る範囲、これ以上は、業として作業を行うとみなせるレベル)で作業(右図の(C))する。 空間線量 (µSv/h)

2.5µSv/h 週40時間 52週換算で 年間5mSv

0.23µSv/h 24h換算で 年間1mSv 個人線量管理を義務付ける(A) (作業による線量が5~50mSv/年)

個人線量計で外部被ば〈を測定 粉じんの発生度合いや、土壌のセシウム濃度 に応じて、内部被ば〈測定

概ね、計画的避難区域・警戒区域の内側

線量管理は 不要(C) 簡易な線量管理(B)

(作業による線量が1~5mSv/年)

代表者が測定するなど簡易な 線量管理で可

年数十回(日)程度

作業頻度(回(日))